

東京都女性相談支援センター多摩支所

会計年度任用職員（事務専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	女性相談支援センター多摩支所事務専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。 ※任用後原則 1 月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。
勤務職場	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター多摩支所
職務内容	・女性相談支援センター多摩支所における管理業務の補助（電話・来客対応、サービス関係事務、会計処理、各種調査対応、所内環境整備等） ・女性相談支援センター多摩支所における証明書発行業務
応募要件・求められる能力	女性福祉に理解と関心があり、次の（１）から（４）までの要件を満たす方 （１）Excel、Word 等を使ったデータ入力・資料作成・整理、電子メールの操作、業務システムの操作、インターネットによる情報収集等、基本的なパソコンの操作能力を有し、迅速に業務を遂行できること （２）新たな仕事や高いレベルの職務にも意欲的に取り組むことができること （３）職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができること （４）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日（土日祝日を除く）
勤務時間	原則として、午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで（7 時間 4 5 分）（B 勤） 必要に応じ、勤務時間の変更を命ずる場合あり
休憩時間	原則として正午から午後 1 時まで 必要に応じ、休憩時間の変更を命ずる場合あり
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 2 0 1, 6 0 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 5 5, 0 0 0 円/月） ※ 原則として毎月 1 5 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

	※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入に加入 (要件を満たした場合)
応募方法等	応募方法 次の(1)及び(2)を(3)の宛先へ提出。原則として郵送による。持参の場合は、以下宛先へ直接持込。 なお、提出された申込書類は、返却しない。 (1) 申込書 「東京都会計年度任用職員申込書」の所定用紙を使用 (正面顔写真貼付のこと。) (2) 作文 課題 「組織で仕事をする上で重要だと思うことについて、あなたの考えを述べてください。」 字数 800字程度 ※ 原稿用紙は、市販のA4版縦長横書き原稿用紙を使用。パソコン、ワープロで作成可(横書き) (3) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当 ※封筒に赤字で「女性相談支援センター多摩支所事務専門員申込」と明記 (4) 提出期限 提出期限は令和7年2月10日(月曜日)必着分を最終とします。ただし、持込みの場合は、最終日午後4時まで。
選考方法	(1) 第一次採用選考 申込書による書類審査 (2) 第二次採用選考 第一次採用選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接 ア 面接選考予定日 令和7年2月18日(火)を予定しています。 イ 面接選考会場等 選考会場等の詳細については、第一次採用選考合格者に対し別途通知 (3) 合格者の決定通知送付予定日 可否にかかわらず、申込者全員に郵送で通知 ア 第一次採用選考合格者 令和5年2月14日(金曜日)発送 イ 第二次採用選考合格者 令和5年2月21日(金曜日)発送
問合せ	東京都女性相談支援センター 相談担当 電話 042-524-1048

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。